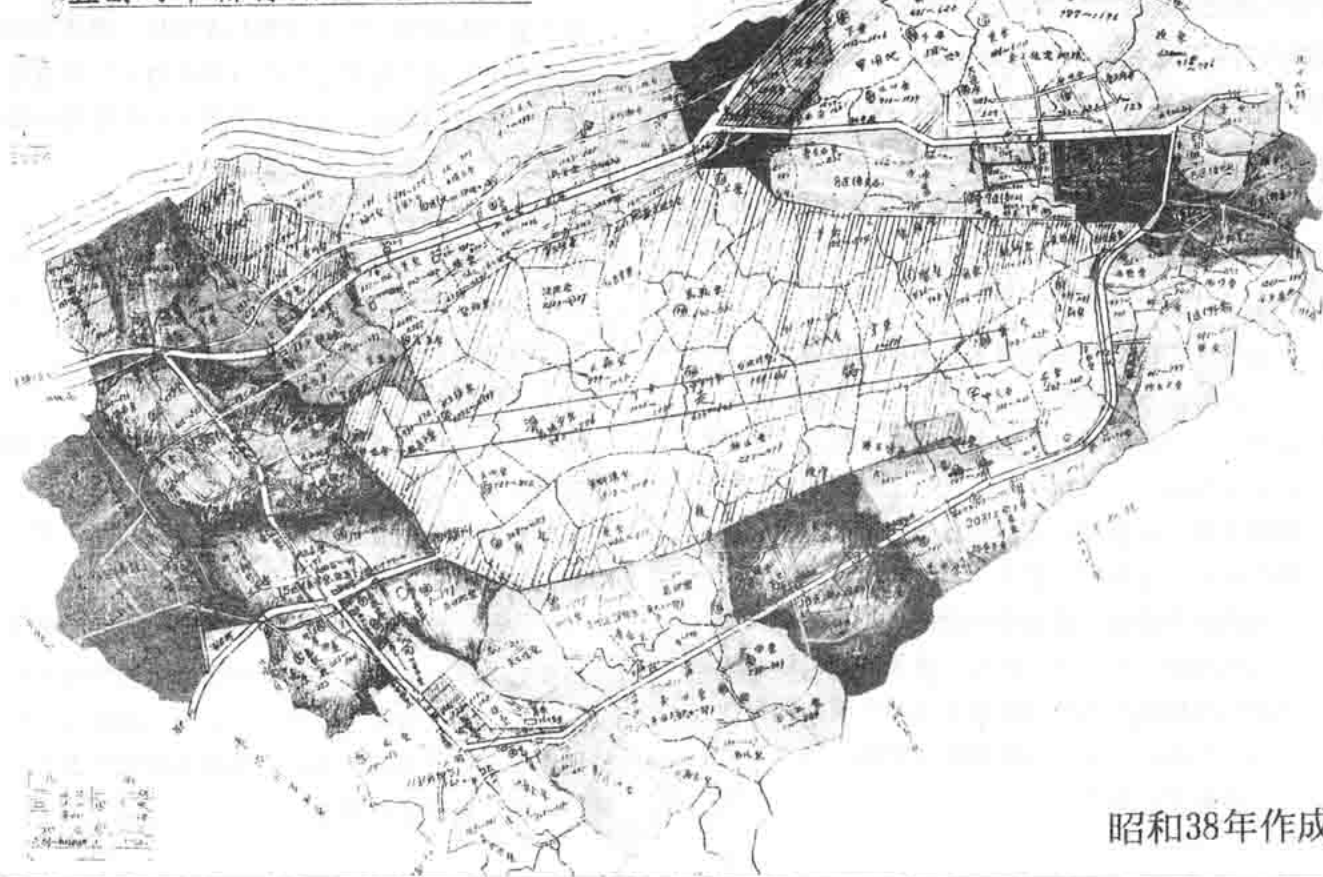


ふ る さ と

地権者
支援
情報誌

宜野湾市新行政区設置区画図



昭和38年作成

宜野湾市長

比嘉盛光

発行あいさつ



私は就任以来、普天間飛行場跡地利用対策を市政の最重要課題として位置づけ、これまで機会あるたびに上京し、関係機関に要請行動を行う等の取組みをして参りました。その結果、国・県・市で構成する跡地対策準備協議会が発足し、現在普天間飛行場の跡地利用を円滑に進める上で、課題となる様々な分野について検討を進めているところでございます。

返還後の跡地利用対策を迅速かつ円滑に進める上で、返還前に多くの課題を解決しておくことは非常に重要であり、給付金の支給期間の延長をはじめ、様々な特別措置が沖縄振興新法等に組み入れられるよう引き続き全力で取り組んでまいります。

この情報誌は、跡地開発を円滑に推進する上で、大きな課題となる地権者の合意形成が円滑に行われるよう跡地利用問題についての情報の共有化を目的として、季刊で発行するものです。地権者の皆様におかれましては、本誌をご活用戴き、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地渉外課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1 Tel.098-893-4411 (内線274)

跡利用計画 の三つの原則

普天間飛行場の返還を見据え、「返還軍用地の跡地利用について」というテーマで、琉球大学・仲地博教授を講師に招き、地主会主催による講演会が八月二日農協会館で開催されました。以下は、仲地教授の講演の要旨です。



全国の米軍専用施設面積の七五%が沖縄県、特に人口産業が集積している沖縄本島中部に集中している。米軍基地が住民の生活環境や地域振興に多大な影響を及ぼしている現状から、

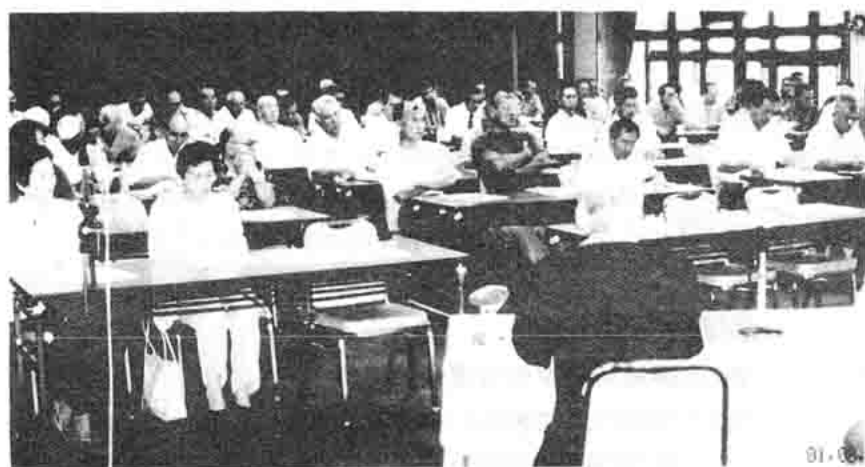
基地の整理・縮小について(イ)地域の安全・平和、(ロ)地球規模の平和、(ハ)生活と地域発展、の立場から相互関連を持たせて考えたとき、跡地利用について三つの原則が整理できる。

①沖縄の心の原則(平和の心、福祉の心)

基地の整理・縮小を求める考えは、地域の安全や平和を求める立場であり、地球規模の平和を求めるという立場から、それに沿うような跡地利用を考えなければならぬ。

②土地公共の原則(土地基本法)

土地は限られた資源であり、その価値が主として



人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況、その他社会的経済的条件により変動し、公共の利害に係る特性を有している。従って、土地利用については公共の福祉を優先させるということを考えなければならない。

③権利者保護の原則(財産権の補償)

沖縄の基地は、その出発点において権利者の権利の保全が行われなかった、特定人に課された特別な犠牲である。

財産権の補償という原則があり、例外的に行われる使用や収用の場合は、法律によって行われる手続きをちゃんと踏む。正当な補償が行われることが必要である。

跡地利用には

この三つの原則が満たされ反映されねばならないが、跡地利用をスムーズにいかなくするものは何なのか考えたとき、一つは施策の立ち遅れ、一つは地主の合意形成の困難さにある。

市町村自らどのような街づくりをしたいかと

いう案を積極的に提示することによって、地主の合意形成に役立たせることが必要である。そのために、行政に課せられた責任と役割は重要である。第一は国の責任、第二は自治体の積極的役割である。

本県における基地の成立は、当初において地主はもとより県民の合意によるものではなく、強制的に使用された権利者の保護は、国家としての責任の問題だと言うことを十分に認識してもらうために世論の力が必要である。

そのためには、自治体(市町村)がリーダーシップを取り、地域住民の守り手になって、利害の調整をし、街づくりの担い手にならない。

普天間飛行場はその跡地利用において、県民期待の土地である。広く街づくりの一環として、住民の意向が反映されるべきであり、地主以外の多くの人々の発言もある。

複雑に錯綜する利害をうまく調整するには、情報の公開と、地主はもとより住民の参加決定が必要である。

(文責：宜野湾市役所 基地政策部)

地権者支援全体計画が始動

普天間飛行場地権者意向全体計画調査にご協力を！

多くの民有地を抱える普天間飛行場跡地開発事業は、本市にとっても前例のない大規模な事業になります。

事業を早期に円滑に進めるためには、長期的、計画的な展望のもとに地権者との情報交換等を通じ、情報の共有化と相互信頼を図りながら跡地開発の事業プランを構築し、速やかに実現に導いていかなければなりません。そのために市としては、次のような事業を予定していますので、地権者の皆様の御協力をお願い致します。

- ① 地権者の合意形成を図るために、地権者に対してどのような情報を、どのような手法で伝えるか、いつの時点で地権者の意向を聞き、また、どのようなタイミングで、どのような内容の地権者支援が必要であるか、具体的で計画的な展開のあり方を検討します。
- ② 専門家を含めた委員会を設置して大所高所よりの指導助言を受けながら、普天間飛行場跡地開発事業推進のための地権者合意形成に向けたプログラムとして、地権者意向全体計画（5カ年）を策定します。

（情報提供、意向調査、地権者支援等の時期と手法の検討）

具体的な進め方として、次のようになります。

1. 地権者ヒヤリング

地主会の各支部（13支部）を回り、地権者の生の声を聞くためにヒヤリング（聞き取り）調査を行います。後日連絡をしますので多くの地権者が御参加されますようお願い致します。

2. 検討会議

各支部での聞き取りを基に検討会議を開催します。構成員は、地主会各地区代表と市のプロジェクトチームの合同会議とします。

3. 委員会

検討会議で検討された内容をさらに委員会で検討を行います。

構成員は、地主会代表、学識経験者、国・県・市の職員で構成します。

4. 地主会役員への説明会・意見交換会

委員会で検討し策定された地権者意向全体計画書（案）を、地主会役員（約90名）へ説明し、意見交換会を開催するとともに、地権者の意向をさらに同計画書に反映させます。



発刊にあたって

宜野湾市軍用地地主会
会長 花城 清 善

普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化に向けた取組みについて、情報誌「ふるさと」が発刊され、地権者に対し、より細きまは、平成11年12月の閣議決定以来、国・県・市の連携、御協力と過去に例のない対応をいただき、感謝申し上げます。また、地主会から、普天間飛行場の跡地利用の促進に向け大きな成果が得られるものと期待を込めて、今後、地権者の意向を聞き、また、どのようなタイミングで、どのような内容の地権者支援が必要であるか、具体的で計画的な展開のあり方を検討します。

普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化に向けた取組みについて、情報誌「ふるさと」が発刊され、地権者に対し、より細きまは、平成11年12月の閣議決定以来、国・県・市の連携、御協力と過去に例のない対応をいただき、感謝申し上げます。また、地主会から、普天間飛行場の跡地利用の促進に向け大きな成果が得られるものと期待を込めて、今後、地権者の意向を聞き、また、どのようなタイミングで、どのような内容の地権者支援が必要であるか、具体的で計画的な展開のあり方を検討します。

普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化に向けた取組みについて、情報誌「ふるさと」が発刊され、地権者に対し、より細きまは、平成11年12月の閣議決定以来、国・県・市の連携、御協力と過去に例のない対応をいただき、感謝申し上げます。また、地主会から、普天間飛行場の跡地利用の促進に向け大きな成果が得られるものと期待を込めて、今後、地権者の意向を聞き、また、どのようなタイミングで、どのような内容の地権者支援が必要であるか、具体的で計画的な展開のあり方を検討します。

跡地対策に係る国・県・市の取組み

普天間飛行場跡地対策に関する国・県・市のこれまでの取組み経過を報告します。

平成 8年12月	普天間飛行場の全面返還について SACOで日米合意（移設条件付）
平成11年12月	普天間飛行場の移設に係る政府方針を閣議で決定
平成12年 4月	国跡地対策プロジェクトチーム発足
" "	県軍用地跡地利用促進連絡協議会発足
" 5月	市軍用地跡地対策プロジェクト発足
" "	国・県・市の跡地対策準備協議会設置
" 8月	第2回跡地対策準備協議会開催
" 11月	第3回跡地対策準備協議会開催
平成13年 6月	第4回跡地対策準備協議会開催
" 9月	第5回跡地対策準備協議会開催

当面は、次の11分野について協議が行われています。

1. 返還手続き関係
2. 環境関係
3. 不発弾関係
4. 文化財関係
5. 給付金関係
6. 自治体財政関係
7. 駐留軍従業員雇用関係
8. 跡地計画策定関係
9. 再開発事業関係
10. 地権者支援関係
11. 国有財産関係

この11分野の内、特に地権者の皆様との関係がある、地権者支援関係と給付金関係について、協議されたことを報告します。



地権者支援関係

第2回跡地対策準備協議会の協議内容

- ・ 普天間飛行場はその大半を民有地が占めているが、跡地利用の円滑化にとっては関係地権者の合意形成が最も重要な要素の一つであることから、跡地利用に向けての地権者の意向把握、必要な情報の提供等の効果的な支援方策について、検討を進める。

第3回跡地対策準備協議会の協議内容

- ・ 跡地利用に向けた地権者への情報提供について、返還手続きに関しては国（那覇防衛施設局）が跡地利用に関しては市がそれぞれ中心になって必要な情報を適切に提供できるよう取組むこととし、それぞれ具体的な情報提供の方法等について検討を進める。

- ・ 地権者の意向を的確に把握するため、市が中心となり平成13年度に意向調査を実施する方向で検討を進めることとし、当面は地権者窓口組織との意見交換会等を通じ、実施に向けた環境整備に努める。

- ・ 普天間飛行場は、その大半を民有地が占めており、跡地利用の円滑化にとっては関係地権者の合意形成が最も重要な要素の一つであることから、合意形成に向けた効果的な支援のあり方について引き続き検討を進める。

第4回跡地対策準備協議会の協議内容

平成13年度の予算措置状況について

- ・ 地権者意向全体計画調査
跡地利用の円滑化にとって地権者の合意形成が最も重要な要素の一つである事を受けて、地権者の意向を的確に把握するための調査を実施することとし、まず調査実施手法について検討する。

検討・取組み状況

- ・ 地権者等の円滑な合意形成については、市において情報提供手法や効果的な調査実施手法の検討をした上で、順次土地利用、街づくりの方向などについての意向調査を行うこととする。

給付金関係

第2回跡地対策準備協議会の協議内容

中間的な整理として次のように取りまとめた。

- ・ 大規模駐留軍用地跡地に係る給付金支給に関する特例措置及び大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地に係る給付金支給に関する特例措置については、閣議決定において、跡地利用の促進及び円滑化のための措置として、新たな法制の整備により対応する事となっていることを踏まえ検討を進める。
- ・ 大規模駐留軍用地跡地に係る給付金支給に関する特例措置については、大規模駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特例措置との関係も念頭に置いて検討を進める。

第5回跡地対策準備協議会の協議内容

- ・ 給付金支給に係る特例措置については、跡地利用の促進及び円滑化のための施策として、沖縄振興の観点からの重要な課題であることに鑑み、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進める。
- ・ 大規模駐留軍用地跡地に係る給付金支給に関する特例措置及び大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地に係る給付金支給に関する特例措置については、閣議決定を踏まえ、今後具体的に検討を進める。